

福井県告示第 5 7 8 号

広域営農団地農道整備若狭西 2 期地区平成 1 5 年度第 3 号工事（勢浜東トンネル）の請負契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成 1 0 年福井県告示第 7 4 9 号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格を定めたので、同条第 2 項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

平成 1 5 年 9 月 8 日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

広域営農団地農道整備 若狭西 2 期地区 平成 1 5 年度第 3 号工事

(2) 工事場所

福井県小浜市東勢地係

(3) 工事概要

延長 2 0 7 . 0 m （トンネル 延長 207.0m）

総幅員 8 . 5 m 車道幅員 6 . 0 m

路床工 1 . 0 式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者。

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に営業所（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の営業所をいう。）を有する 2 の建設業者（法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、当該建設業者のうち 1 以上が福井県内に主たる営業所（法第 3 条第 1 項の営業所のうち同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事 A 等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、福井県が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書の提出期間の末日において、法第 3 条第 1 項の許可を受けてから 3 年以上継続して建設業を営んでいること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でな

いこと。

エ 共同企業体への出資の比率が、いずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または、退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（2（2）アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者（以下「監理技術者等」という。）で、国家資格を有する者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

ただし、この工事に関する入札公告において定める基準をすべて満たしている者であること。

(3) 共同企業体の構成員のうち代表者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとするものは、次により申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体の構成員の経営事項審査結果通知書（経営事項審査（法第27条の23第1項の審査で、平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間の日を当該審査の基準日とするものに限る。）の結果についての法第27条の27第1項の規定による通知の文書をいう。）の写し

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3（1）アからカの提出書類をいう。以下同じ。）交付期間

ア 交付期間

平成15年9月8日（月）から同年9月19日（金）まで（日曜日および土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県小浜市遠敷1-101

福井県嶺南振興局若狭県民サービス室 総務企画グループ

(3) 提出書類の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

持参して提出するものとし、郵送または電送によるもの受け付けない。

エ 提出部数

正 1 部 副 2 部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をしたものの特定建設工事入札参加資格の有無および格付けは、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成 10 年福井県告示第 749 号）の 6 の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および各付けを受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および各付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体についてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体についてはこの工事の請負契約が締結された日に効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査について不明な点があれば、福井県農林水産部農村振興課（電話 0776 - 20 - 0457）に照会すること。

入札公告

広域営農団地農道整備 若狭西2期地区平成15年度第3号工事（勢浜東トンネル）について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年9月8日

福井県知事 西川 一誠

記

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事名 広域営農団地農道整備 若狭西2期地区
平成15年度 第3号工事
- (2) 工事場所 福井県小浜市東勢地係
- (3) 工事概要 延長207.0m（トンネル 延長207.0m）
総幅員8.5m 車道幅員6.0m
路床工 1.0式
- (4) 工期 平成17年3月10日限り
- (5) 設計額 531,370,000 円
(消費税および地方消費税相当分を除く)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された共同企業体で、次の(1)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、知事による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

- (1) 福井県の競争入札参加資格土木一式工事A等級の資格を有すると決定された共同企業体であること。
- (2) 次のアからエの要件を満たす2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）により構成された共同企業体であること。
 - ア 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、福井県が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
 - イ 申請書の提出期間の末日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 申請書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
 - エ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または、退職一時金制度を有している者であること。

オ 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（２（２）アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

カ 福井県内に営業所（法第３条第１項の営業所をいう。）を有する者であること。

ただし、当該建設業者のうち１以上が福井県内に主たる営業所（法第３条第１項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

（３） 共同企業体の構成員のうち代表者は、次のいずれかに該当するトンネル工事を施行した実績を有する者であること。

ア 平成５年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、下記条件 から のいずれも満たす道路または水路トンネル工事を施工した実績を有する者であること。

イ 平成５年度以降において、共同企業体の構成員（代表者を除く）として下記条件 から のいずれも満たす道路または水路トンネル工事を３件以上施工した実績を有し、かつ、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として内空断面積４０㎡以上のトンネル工事を施工した実績を有する者であること。

条件

延長１６０ｍ以上であること

内空断面積４０㎡以上であること

NATM工法によるものであること

（４） 共同企業体の構成員は、次のアの条件を満たす法第２６条第１項に規定する主任技術者または同条第２項および第４項に規定する監理技術者（以下「監理技術者等」という。）で、国家資格を有する者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

ただし、監理技術者等のうち１人は、ア、イいずれの条件も満たす者であること。

ア 一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

イ 平成５年度以降において、監理技術者等として、２（３）に掲げるトンネル工事を施工した経験を有する者であること。（現場代理人としての経験は不可。）

３ 資格の確認に関する事項

（１） 申請手続き等

この入札の参加を希望する者は、平成１５年９月１９日までに、申請書（様式第１号）に入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

（２） 資格の確認の通知

確認は、共同企業体の代表者に対し、書面により通知する。

（３） 資料の作成要領

資料は、アおよびイについて、それぞれ様式第２号および第３号により作成すること。

ア ２（３）に定めるトンネル工事を施工した実績

イ 配置予定の監理技術者等および現場代理人の資格、経歴、経験等

（４） 申請書および資料（以下「申請書等」という。）の提出期間等

ア 提出期間

平成１５年９月８日（月）から同年９月１９日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝

日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

小浜市遠敷1丁目101番地

福井県嶺南振興局若狭県民サービス室 総務企画グループ

0770-56-2211

ウ 提出方法

持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

エ 提出部数

正1部 副2部

(5) 資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について、説明を求められることができる。

イ アの説明を求める場合は、平成15年10月10日(金)午後4時までに、氏名および住所、この入札に係る工事名、不服の根拠となる事項を記載した書面を申請書等の提出場所に提出しなければならない。

ウ イの書面は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

エ ウの書面の提出があったとき、県は、平成15年10月20日(月)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

4 図面等の配布に関する事項

この入札に参加しようとする者は、図面(主なものの写し)、仕様書および契約書案(以下「図面等」という。)等の写しの配布を受けることができる。

(1) 配布期間

申請書等の提出期間と同じとする。

(2) 配布場所

申請書等の提出場所と同じとする。

(3) 設計図書の有償による交付

申請書等を提出した者には、申請書等の提出後、資格の確認を受けた場合に限り有償でこの入札に係る工事の設計書および図面の全部の写しの配布を受けることができる。

(4) 図面等に関する質問

ア 図面等に関する質問がある場合には、質問事項を記載した書面を提出すること。

ア 提出期間

平成15年9月8日(月)から同年10月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日)をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

申請書等の提出場所と同じとする。

ウ 提出方法

持参または郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。

イ 県は、アの書面の提出があったときは、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。なお、質問の内容については、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成15年9月8日(月)から同年10月27日(月)までの午前9時から午後4時まで

イ 閲覧場所

申請書等の提出場所と同じとする。

5 入札の執行の日時および場所ならびに入札書の提出に関する事項

(1) 入札日時

平成15年10月28日(火) 午後2時30分

(2) 場所

福井県小浜土木事務所3階会議室

(3) 提出方法

入札書は、入札の日時に入札場所へ持参して提出するものとし、郵送、電報および電送による提出は認めない。

(4) その他

入札の参加に当たっては、3(2)による資格の確認の結果に係る通知書の写しを提示すること。

6 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載する金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は、2回を限度とする。

7 工事費内訳書の提示

(1) 入札参加者は第1回の入札に際し、第1回の入札に係る入札書に記載する金額に対応する工事費内訳書を提示しなければならない。

(2) 工事費内訳書には、数量、単価および金額を記載すること。

(3) 工事費内訳書は、担当者が確認の後、返却する。

(4) 工事費内訳書は、参考書類として提示を求めるものであり、この入札およびこの入札に係る契約上の権利義務を生じさせるものではない。

8 入札保証金および契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額(消費税および地方消費税を含む。)の100分の5以上、契約保証金は、契約金額(消費税および地方消費税を含む。)の100分の10以上とし、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定により納付すること。

9 入札の無効に関する事項

福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに現場説明書において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者のした入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格により工事を施工することとした場合において、当該価格ではこの入札に係る工事の契約の内容に適合した工事が行われないうおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

11 契約書作成の要否 要

12 契約条件

この入札に係る工事の契約は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年5月24日福井県告示第436号）による。

13 配置予定技術者の確認に関する事項

本工事の落札者決定後、落札価格（入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。）が500万円以上となった場合には、契約前に3（3）イで申請された配置予定技術者について、専任制等の確認を行う。この確認の結果、当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、入札心得第14の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加申請にあたっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

14 支払条件

- （1）請負代金は、平成15年度および平成16年度に分割して支払う。
- （2）前払金額は、別に定める範囲内の額とする。ただし、年割計算とする。

15 議会の議決

- （1）この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たとき限り、当該仮契約を本契約とみなす。
- （2）仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が、この入札に係る工事以外の県の工事に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。

この場合において、県は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

16 その他

- （1）入札参加者は、工事入札心得、契約書案および福井県工事請負契約約款を熟読し、遵守すること。
- （2）その他不明の点については、福井県嶺南振興局農村整備部開発課（0770-56-2211 内線261）に照会のこと。